

が中心となり、住民アンケート調査や街歩きなどを行いながら、街づくりの検討を行ってきました。

その成果として、(平成23年)つくし野三丁目の街づくりの目指すべき将来の姿とも言える「つくし野三丁目街づくり憲章」を住民の皆さんの合意により町田市へ提案し、2011年3月には「つくし野三丁目地区街づくりプラン(憲章/目標・方針)」として町田市による決定・告示がなされました。

その後、考える会を中心に議論を重ね、基本的には「建築協約」の主旨を踏まえ、「守るべきものと見直すべきもの」を見極め、部分的な修正を加えて「つくし野三丁目地区街づくりプラン(計画)案」を町田市へ提案しました。

建築物等に関しては、以下に示すように、「町田市に届出をして運用するルール」と「地域で自主的に運用を行うルール」の2種類があります。

1 町田市住みよい街づくり条例第14条第2項の届出を必要とするルール

■町田市へ届け出が必要なルールです。

届出の詳細については、町田市ホームページ(トップページ>暮らし>住まい・道路>都市づくり>地区の街づくり>町田市住みよい街づくり条例の概要>届出について)に掲載しております。

■建築行為等を行う場合は、工事着工の30日前までに、町田市住みよい街づくり条例第14条第2項に基づき、町田市に届出を行うものとします。

2 つくし野三丁目自主的な運用を行うルール

■自主的なルールについては、具体的な数字基準により制限を行うものではありませんが、主に近隣の住環境や景観上の配慮から定めたものです。

■建築物の解体、撤去、新築、増築、土地の区画形質の変更などの工事を行う場合は、工事着工の30日前までに、つくし野三丁目自治会「街づくり委員会」あてに工事計画の概要を通知するとともに、近隣に連絡するものとします。また、必要なときは、自主的な運用を行うルールに該当する項目について協議、確認を行うものとします。

次ページ以降に、ルールの解説を掲載しています。